




### 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

問 長浜市コロナワクチンコールセンター ☎050-5526-1358  
新型コロナウイルスワクチン接種推進室 ☎65-6379

### O60歳～64歳の人への接種予約が始まりました

6月28日(月)から60歳～64歳の人への接種予約を受け付けています。接種を希望する人は、下記の予約方法に従って予約してください。基礎疾患のある人、高齢者施設等の従事者は、接種券に同封されている案内をご確認ください。基礎疾患のある人は、かかりつけ医での接種が安心です。医療機関リストにかかりつけ医がある場合は、そのかかりつけ医での接種をご検討ください。

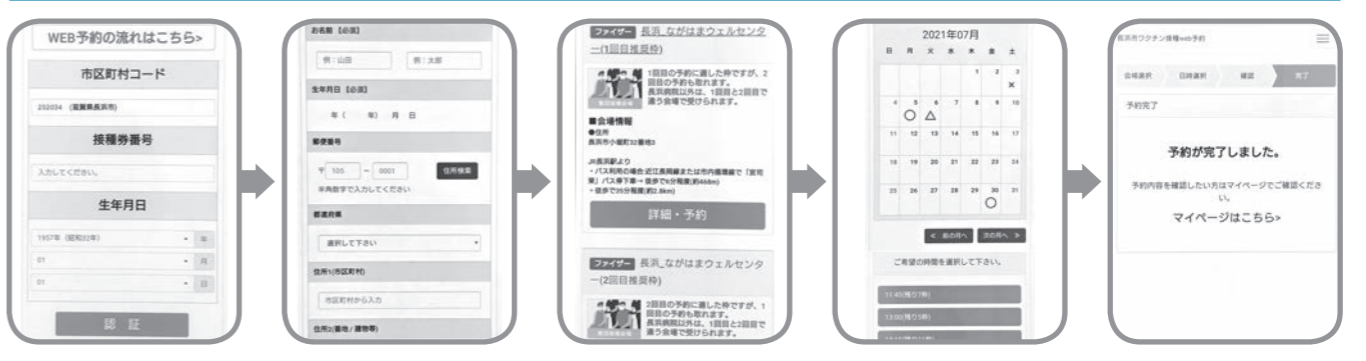
接種方法	予約方法	
	ウェブ予約	電話予約
<b>集団接種</b> (市の特設会場) <b>市立長浜病院、長浜市立湖北病院、中之郷診療所での接種</b>	 QRコードを読み取ってください https://jump.mrso.jp/252034	長浜市コロナワクチンコールセンター ☎050-5526-1358 (毎日9時～20時)
<b>個別接種</b> (開業医などで接種)	希望する医療機関へ直接電話予約	

集団接種の日程や会場、個別接種の医療機関リストは、「ワクチン接種情報vol. 3」または市ホームページでご確認ください。

### O予約にあたってのお願い

- コールセンターへの電話予約は、回線が混み合い、つながりにくい場合があります。できるだけウェブからの予約をお願いします。
- ワクチンは、接種を希望する全ての皆さんに行き渡るよう供給されます。あわてず安心して予約してください。

### Oウェブ予約の手順



- ①接種券番号、生年月日でログイン
  - ②氏名、電話番号などを入力、登録
  - ③接種場所(会場)を選択
  - ④接種希望日、時間を選択
  - ⑤入力内容を確認して予約完了
- ※引き続き「接種会場選択」から2回目の予約も可能です。

### O新型コロナウイルス接種に関するよくある質問

- Q: 接種券をなくしてしまったら?  
A: 予約には接種券が必要です。次のいずれかで再発行の手続きを行ってください。  
○コールセンターへの電話申請  
○郵送または市窓口での申請  
※再発行には、申請後3日程度かかります。
- Q: 予約を変更したい時はどうすればよいですか。  
A: 一旦、予約済みのものをキャンセルして、改めて予約を直してください。
- Q: キャンセル待ちはできますか。  
A: 市では予約のキャンセル待ち受付は行っていません。  
新型コロナウイルス接種のことで疑問や相談がありましたら、長浜市コロナワクチンコールセンターへお問い合わせください。

毎月第2土曜日は市民献血デーです。献血へのご協力をお願いします。7月10日(土)西友長浜市店10時～11時30分、13時～15時30分 詳しくは滋賀県赤十字献血センターホームページまで。問 健康企画課 ☎65-7779

### 国民健康保険証を送付します

問 保険年金課 ☎65・6512

8月から利用できる「令和3年度国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)」を7月中旬に簡易書留で送付します。留守等で受け取れなかった人は担当課までお問い合わせのうえお越しください。

【持ち物】  
来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真つきのもの)  
※別世帯の人が受け取る場合は世帯主の委任状が必要です。

### 新しい福祉医療費受給券を送付します

問 保険年金課 ☎65・6527

8月から利用できる「福祉医療費受給券」(「重度心身しょうがい老人等福祉助成券」)を7月中旬に対象者に郵送します。健康保険証とあわせて医療機関等で提示すると、医療費の助成が受けられます。

交付にあたって、手続きが必要な人は、案内を郵送しますので、7月末までに手続きをしてください。対象と思われる人もこの時期に手続きをお願いします。  
※手続きが遅れると、8月からの受給券等を交付できませんのでご注意ください。

### 次のような場合は14日以内に届出が必要です

- 国民健康保険の資格喪失届出  
勤務先の健康保険に加入したとき、または被扶養者の認定を受けたとき
- 国民健康保険の加入届出  
勤務先の健康保険等の資格を喪失したとき、または被扶養者の認定をはずれたとき
- ※自動では切り替わりませんので、ご注意ください。

### 【対象者】

- 次のいずれかに該当し、所定の所得制限を超えない人
  - 身体障害者手帳1～3級(4級の一部)または療養手帳(重度をお持ちの人)
  - 18歳未満の子を扶養するひとり親世帯の人
  - 65～74歳の住民税非課税世帯の人
- 【申請先】  
保険年金課(本庁舎1階)、北部振興局 ぐらし窓口課、各支所



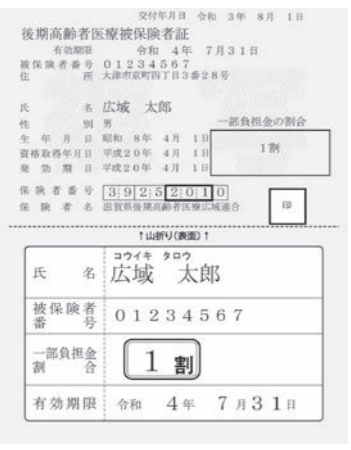
### 後期高齢者医療制度のお知らせ

問 保険年金課 ☎65・6527  
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-5222-3013

令和3年度の保険料をお知らせします  
後期高齢者医療制度の被保険者の人に、令和3年度の年間保険料や、お支払いの方法についての通知書を7月中旬に郵便でお知らせします。

### 8月1日から有効の新しい保険証をお送りします

新しい保険証は7月中旬に簡易書留でお送りします。  
新しい保険証は薄橙色です。  
8月1日以降は、新しい保険証をご利用いただき、これまでの保険証は各自で細かく裁断するなどして処分してください。



「限度額認定証」を更新します  
入院等の際、医療機関の窓口で「限度額認定証」を提示してください。

【対象者】  
○1割負担の人で、住民税非課税世帯の人  
○3割負担の人で、住民税課税標準額が690万円未満の人、および同じ世帯の被保険者の人

### 【申請方法】

郵送申請が可能です。詳しくは、担当課までお問い合わせください。か、市ホームページをご覧ください。  
※窓口で申請する場合は、保険証・本人確認書類をお持ちのうえ、保険年金課(本庁舎1階)、北部振興局ぐらし窓口課、各支所までお越しください。  
※被保険者本人以外の人が申請する場合は委任状が必要です。

